

平成30年度 第2回 野田市公契約審議会

○日 時 平成31年1月30日（水）
午前10時から

○場 所 市役所低層棟4階 職員控室

次 第

1 開 会

2 議 事

平成30年度の最低賃金を踏まえた最低額について

3 閉 会

平成 30 年度の最低賃金を踏まえた最低額について

平成 31 年度の市長の定める最低額については、30 年度の法定最低賃金を踏まえるなどして、それぞれの基準に応じ、次の考え方にに基づき設定しようとするもの。

1 最低額に最低賃金の上昇率を反映する職種

(1) 継続する職種

29 年度の審議結果を踏まえて、市職員の給与を勘案している 1,000 円以下の職種に限定して、29 年度から 30 年度への最低賃金の上昇率 3.11% を 31 年度の最低額に反映させた。

引き続きこの基準を継続する職種については、次に挙げる施設の清掃業務、事務員等となる。

職 種 / 年 度	30 年度	反映上昇率	31 年度
施設の清掃業務、除草作業員、調理員等	919 円	3.11%	948 円
事務員、コンピューター指導員等	998 円		1,030 円

(2) 継続しない職種

給食配送員等については、30 年度の最低額を設定するに当たっては、最低賃金の上昇率を反映させていたが、その 30 年度の最低額は 1,031 円に達したことから、当該職種の 31 年度の最低額の設定に当たっては、最低賃金の上昇率の算定年度に合わせて、市職員の当該職種の 29 年度から 30 年度への給与（時給換算後）の上昇率 0.7% を反映した。

職 種 / 年 度	30 年度	反映上昇率	31 年度
給食配送員、運転士	1,031 円	0.7%	1,039 円

2 介護職員等の職種

(1) 処遇改善加算の使われ方

現在、介護職員等（介護職員、生活支援員、支援員及び職業指導員）の処遇改善を図るため、処遇改善加算の制度が設けられているが、処遇改善に資するものであれば、基本給、賞与、手当、法定福利費などの幅広い用途で使用可能となっており、事業者の対応も様々である。

(2) 処遇改善加算と最低額とのかかわり

① 最低額の基準

介護職員等の最低額の基準は、複合老人ホームや心身障がい者福祉作業所などの指定管理者である社会福祉法人野田みどり会の高卒初任給としており、基準とする賃金には処遇改善加算を含めていない。

30年度の最低額 938 円は、次のとおり求められる。

$$(基本給 159,100 円 + 被服手当 900 円) \times 12 \text{ か月} \div 2,048 \text{ 時間}$$

② 最低額の確認

野田みどり会と生活支援員等の適用労働者がいる指定管理者の社会福祉法人は一とふるにおいても、支払賃金から処遇改善加算を除いた中で最低額を上回ることを改めて確認した。

(3) 31年度の最低額

介護職員等の賃金には、最低額に加えて、処遇改善加算が手立てされるとしても、現状の最低額では、施設の清掃業務等の 31 年度の最低額に逆転されてしまうことから、最低額の基準としている野田みどり会とも協議して次のとおり最低額を上昇させた。

職 種 / 年 度	30 年度	31 年度	上昇率
介護職員、生活支援員 等	938 円	955 円	1.81%

3 施設の電話交換、受付及び案内業務の職種

(1) 最低額の基準

当該職種の最低額の基準は、実際の賃金水準を勘案することとしており、当該業務委託を受託している事業所の賃金に基づき、30年度の最低額を1,000円としている。

(2) 同種業務の賃金水準

ハローワークの求人情報において、同種業務の賃金水準を調査した結果、本市と同様に電話交換と総合案内を組み合わせた業務は、次の3市が該当した。

勤務先	人口 H31. 1. 1	時給 A	最低賃金 B	最賃との比率 A/B
三郷市役所	141,780人	900円	898円	1.00倍
土浦市役所	139,389人	900円	822円	1.09倍
つくばみらい市役所	50,675人	822円	822円	1.00倍
野田市役所	154,727人	1,000円	895円	1.12倍

調査の結果、本市の最低額1,000円は最も高い水準にある。

また、公契約条例を制定している他団体では、施設受付電話交換の職種別賃金を国分寺市が975円で設定している。

(3) 受託事業者の次年度の賃金見込み

当該業務は、5年間の長期継続契約で委託しており、31年度は期間内の4年目に当たる。

受託事業者では、31年度の当該業務において、賃金を変更する予定はないとのことであった。

(4) 31年度の最低額

同種業務の水準や当該業務を受託している事業者の次年度の賃金見込みを踏まえて、引き続き31年度の最低額を1,000円に設定した。

4 市職員の給与を基準とする職種

「栄養士、保育士」、「看護師、機能訓練指導員」、「学芸員、生活指導員、図書館業務従事者」、「介護支援専門員」が対象の職種となる。

昨年8月の人事院勧告に伴う31年度における市職員の初任給の水準では、おおむね1,500円の引上げとなった。このことから、職種ごとの最低額は、人事院勧告を反映した給料表に基づき次のとおり設定した。

職 種 / 年 度	30 年度	31 年度	上昇率
栄養士、保育士	1,065 円	1,074 円	0.85%
看護師、機能訓練指導員	1,120 円	1,129 円	0.80%
学芸員、生活指導員、図書館業務従事者	1,173 円	1,183 円	0.85%

なお、これらの職種については、新たな給与改定が生じた場合に最低額が変動することがある。

また、市臨時職員の賃金単価を基準とする介護支援専門員の最低額は、次のとおり設定した。

職 種 / 年 度	30 年度	31 年度	上昇率
介護支援専門員	1,341 円	1,343 円	0.15%

5 建築保全労務単価を基準とする職種

「施設の警備及び駐車場整理業務」や「設備の運転管理及び保守点検業務」が対象の職種となり、31年度の当該労務単価は、先月19日に国土交通省から発表された。正規の勤務時間内に業務を行う場合の1日8時間相当の単価である日割基礎単価は、全国全職種平均で4.13%の増となり、7年連続で上昇した。

「施設の警備及び駐車場整理業務」は『警備員C』、「設備の運転管理及び保守点検業務」は『保全技術員補』の東京地区の単価を時給換算した80%の額で設定した。

職 種 / 年 度	30 年度	31 年度	上昇率
施設の警備及び駐車場整理業務	1,150 円	1,200 円	4.35%
設備の運転管理及び保守点検業務	1,570 円	1,620 円	3.18%

6 今後の課題

前回の審議会における意見交換でもあったように、32年度以降も施設の清掃業務等の最低額について、引き続き最低賃金の上昇率に合わせ3%ずつ上昇させていった場合には、上昇率が下回るほかの職種とのバランスが非常に懸念される場所である。

そのような中で、32年度の最低額について当審議会でご審議いただく際には、最低額と最低賃金との間に一定の間差額を設けるべきかなどのその関係性や、業務委託契約や指定管理協定での職種別賃金の在り方についてもご意見をいただきたいと考えている。